2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「伝送・情報処理設備工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。なお、再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に「伝送・情報勝利設備工事」の資格認定のさいに算出された経営事項業過点数が1,100点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「伝送・情報処理設備工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の者の２者で構成された共同企業体であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。なお、再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「伝送・情報処理設備工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の者であること。）。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。

⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目の同種工事の実績を有すること。ただし、施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成13年度以降にしゅん功認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第３条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、求める実績に対して提出できる施工実績は各１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備工事において下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）

②　機器の設置

③　試験調整

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備工事において下記①から②に示すいずれかを実施した工事

①　機器の製作及び納入（他社への依頼製作を含まない）

②　機器の設置及び試験調整

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者及び現場代理人を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定された工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの、並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とする。

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

②　主任（監理）技術者が、１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。

※特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員毎に上記資格を有する技術者を配置すること。

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　現場代理人又は主任（管理）技術者が元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目のいずれかの同種工事の経験を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを工事実績と併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。）。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。

求める経験１）高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備の機器の設置及び試験調整を実施した工事

求める経験２）高速道路又は自動車専用道路において交通管制システム又は施設制御システムに関する機器の設置又は改造及び試験調整を実施した工事

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。